

令和7年度 税制改正に関する要望

令和6年9月

名古屋商工会議所

【基本的な考え方】

1. 地域経済の原動力である中小企業の事業継続支援
2. 持続的な成長に取り組む中小企業の後押し
3. 円滑な企業活動を支えるビジネス環境の整備

- 赤字 うち重点要望 : 15項目
 ◎ うち期限到来 : 7項目
 ★ うち新規要望 : 3項目

【個別要望事項】

1. 中小企業の設備投資等の挑戦を支援する税制

(1) ◎中小企業経営強化税制の延長・拡充

制度が複雑でわかりづらい、申請手続きが煩雑等の意見が多く寄せられており、幅広い企業に利用されるよう、手続きの簡便化や要件の緩和などを図り、延長・拡充すべき。

(2) ◎中小企業投資促進税制の延長

規模を問わず多くの中小企業に設備投資を促す基盤とも言える不可欠な税制であり、前向きな投資に取り組む中小企業を支援するためにも延長すべき。

(3) 償却資産に係る固定資産税の廃止・◎軽減措置の延長

赤字企業にも課税される償却資産に係る固定資産税は、事業者の投資意欲を削ぎ、また、国際的にも稀な税制であることから廃止すべき。なお、償却資産に係る固定資産税の軽減措置は、償却資産に係る固定資産税の廃止が実現するまでの間は延長されるべき。

2. 円滑な事業承継に資する税制

(1) 特例事業承継税制の活用に向けた改善措置

①★役員就任要件の緩和・廃止

特例承認計画の提出期限が延長され、これから事業承継の検討を本格化させる企業にとって、本年12月までに後継者を役員に就任させることは困難であり、役員就任要件は緩和もしくは廃止すべき。

②特例事業承継税制の恒久化

相続や事業承継に終わりはなく、長期に亘る制度設計が必要である。承継に係る経営リスクを軽減するために、特例制度の恒久化(一般措置と特例措置の統合等を含む)を検討すべき。

③利用促進に向けた事務手続きの改善について

・提出書類に係る宥恕(ゆうじょ)規定の明確化

提出期限の不備等により、猶予制度が利用できなくなることはないよう、宥恕規定の運用は明確化すべき。

・書類提出期限の事前通知

納税猶予の継続届出書の提出期限の到来を、事前に知らせる文書を発出するべき。

・年次報告書と継続届出書の提出先の一本化

納税猶予期間の最初の5年間は、毎年、都道府県には年次報告書、税務署には継続届出書を提出し、5年経過後は、税務署へ継続届出書を3年毎に提出する必要がある。事務負担軽減や提出忘れによる猶予取り消しリスク回避のため、提出書類や提出先の本体化などを図るべき。

3. イノベーションやDX・GX、人材の確保に向けた支援

(1) ★イノベーションボックス税制の拡充

国内で自ら研究開発した知的財産から生じる所得に対する減税措置が創設されたが、対象となる知的財産は特許及びAI関連のソフトウェアのみ。また、所得は知財のライセンス所得と知財の譲渡所得のみとなっており、知財活用による企業の収益力強化に向けて、対象となる知的財産や所得の範囲を拡充すべきである。

(2) ◎DX投資促進税制の延長・拡充

デジタル技術を活用した企業変革(デジタルトランスフォーメーション)を実現するためには、経営戦略・デジタル戦略の全社レベルでの一体的な投資が不可欠であり、本措置は延長すべき。

(3) ★中小企業のデジタル化推進に資する税制

バックオフィス業務のデジタル化は、経理事務の軽減による生産性向上や資金繰りの把握が容易になるなど経営面からのメリットも期待でき、デジタル化投資を促す税制措置を講じるべき。

4. 創業、ベンチャー支援に関する税制措置の拡充

(1) ベンチャー企業への投資促進のための税制措置の拡充

ベンチャー企業への投資促進を促すため、エンジェル税制の拡充・手続き簡素化やキャピタルゲイン税の軽減措置を行うべき。

(2) 創業に関する税制措置の拡充

中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、創業後5年間の法人税免税措置や創出された雇用に応じた税額控除制度の創設などを検討すべき。

5. 海外展開支援税制

(1) 海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

(2) 海外展開支援税制の拡充

(3) 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)、移転価格税制の見直し

6. 地域の機能を高め、活性化を図る税制

(1) ◎地域未来投資促進税制の延長・拡充

地域経済を牽引する中小・中堅企業の前向きな設備投資を後押しする重要な役割を果たしており、手続きの利便性・簡便性の向上など制度改善を図りつつ、延長すべき。

(2) ◎中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充

企業においてBCP(事業継続計画)を策定し、災害発生時の事業継続に備えることは不可欠。利用促進を図るために、税額控除の創設や対象設備の追加などを講じて、延長すべき。

7. わが国のビジネス環境整備に資する税制

(1) ◎中小企業等の法人税率の軽減措置の恒久化・拡充

年間800万円以下の所得金額に対する税率を19%から15%に軽減する措置については恒久化し、地域経済の原動力である中小企業の活性化のために、さらなる税率の引き下げなどの拡充を検討するべき。

(2) 欠損金の繰越期間(10年間)無期限化

コロナ禍で影響を受けた中小企業の法人税負担の平準化を図るため、繰越期間10年間を無期限化すべき。また、中堅企業においても、繰越控除限度額を所得の全額とすべき。

(3) 欠損金の繰戻還付制度の適用対象拡大と拡充

地域経済と雇用面で大きな役割を担う中堅企業の財務基盤強化のため、中堅企業まで対象を拡大すべき。また、資金繰り支援として青色欠損金の繰戻還付制度は、複数年度に拡充すべき。

(4) パートナシップ構築宣言企業へのインセンティブ付与

サプライチェーン全体で適正なコスト負担や生産性向上や付加価値創出に向けた新たな連携を推進する為、「パートナーシップ構築宣言」企業に特別償却や税額控除の措置等の税制上のインセンティブを付与すべき。

(5) 消費税インボイス制度

制度導入後の状況を注視しながら、必要となる追加支援策や柔軟な制度改正を速やかに検討し、丁寧に実行すべき。

(6) 電子帳簿保存法

納税者の負担は極めて重く、かつ極めてわかりづらい制度。政府は事業者への周知を行うとともに、バックオフィス業務のデジタル化に向けた支援や、取引金額での検索要件の撤廃などの制度改善を講じるべき。

(7) 中小企業の成長を阻害する税制への反対

単なる財源確保といった安易な課税強化には強く反対。印紙税や事業所税などの二重課税の問題は、速やかに廃止、見直すべき。

目次

一. 税制改正に対する基本的な考え方

1. 地域経済の原動力である中小企業の事業継続支援..... 1
2. 持続的な成長に取り組む中小企業の後押し..... 1
3. 円滑な企業活動を支えるビジネス環境の整備..... 1

二. 個別要望事項

(網掛け:重点要望、★:新規要望項目)

1. 中小企業の設備投資等の挑戦を支援する税制

- (1) 中小企業経営強化税制の延長・拡充..... 2
- (2) 中小企業投資促進税制の延長..... 2
- (3) 償却資産に係る固定資産税の廃止・償却資産に係る固定資産税の軽減措置の延長... 2
- (4) 建物等の償却資産における減価償却方法の見直し..... 2

2. 円滑な事業承継に資する税制

- (1) ★特例事業承継税制の活用に向けた改善措置..... 3
- (2) 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し..... 4

3. イノベーションやDX・GX、人材の確保に向けた支援

- (1) ★イノベーションボックス税制の拡充..... 5
- (2) DX投資促進税制の延長・拡充..... 5
- (3) ★中小企業のデジタル化推進に資する措置..... 5
- (4) 人材育成促進税制の創設..... 5
- (5) リスキングやリカレント教育を後押しする税制措置の創設..... 6
- (6) 少子化・子育てに対する企業の支援を促進する税制措置の創設..... 6

4. 創業、ベンチャー支援に関する税制措置の拡充

- (1) ベンチャー企業への投資促進のための税制措置の拡充..... 6
- (2) 創業に関する税制措置の拡充..... 6

5. 海外展開支援税制

- (1) 海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現..... 7
- (2) 海外展開支援税制の拡充..... 7
- (3) 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）、移転価格税制の見直し..... 7

6. 地域の機能を高め、活性化を図る税制

(1) 地域未来投資促進税制の延長・拡充	7
(2) 中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充	7

7. わが国のビジネス環境整備に資する税制

(1) 中小企業者等の法人税率の軽減措置の恒久化・拡充	8
(2) 欠損金の繰越期間（10年間）の無期限化	8
(3) 欠損金の繰戻還付制度の適用対象拡大と拡充	8
(4) パートナーシップ構築宣言企業へのインセンティブ付与	8
(5) 消費税インボイス制度	9
(6) 電子帳簿保存法	9
(7) 中小企業の成長を阻害する税制への反対（印紙税、事業所税など）	9
(8) 軽減税率制度の見直し	10
(9) 自動車税（環境性能割）の引き下げ及び自動車重量税の廃止	10
(10) 効率的で簡素な納税事務の実現	10

一. 税制改正に対する基本的な考え方

1. 地域経済の原動力である中小企業の事業継続支援

日本経済は「停滞から成長」の転換局面にあり、デフレから脱却し、真の力強さを取り戻すチャンスを迎えている。日本の経済基盤を支える中小企業は、雇用の7割（3大都市圏を除く地方部では9割）を占め、雇用創出や地域社会の活性化において重要な役割を果たすなど、地域経済の原動力である。

しかしながら、昨今の経済環境は急速に変化し、円安に伴う物価高騰等のコスト増や深刻な人手不足などの経営課題が、中小企業の経営を圧迫している。これらの経営課題に対処し、中小企業がその重要な役割を果たし続けるためには、事業継続支援が必要である。

2. 持続的な成長に取り組む中小企業の後押し

中小企業が成長し、競争力を維持・強化するためには、技術革新やデジタル化への対応が不可欠である。また、生き残りをかけて、新事業に向けた投資や海外進出など、ビジネスモデルの変革にも取り組む必要がある。

このような環境で、中小企業は時代の大きな変化を的確に捉えながら、生産性向上や新たな付加価値の創造・拡大に向けて、自己変革に果敢に挑戦している。

中小企業が新たなビジネスチャンスを掴み、持続的な成長を遂げることができるよう、成長を促進するための後押しが重要である。

3. 円滑な企業活動を支えるビジネス環境の整備

中小企業が安定して事業を展開し、持続的な成長を遂げるためには、企業の円滑な事業活動を支える公平・公正なビジネス環境が必要である。労務費を含む価格転嫁など、取引適正化に向けたビジネス環境の整備は、サプライチェーン全体の強靱化など経済の好循環に繋がる。

また、地方創生・地域活性化の促進とともに、懸念される自然災害のリスクに対する企業の防災機能強化を促す税制の後押しも望まれている。

以上のような考え方に基づいて、次頁以降に個別要望事項を記載する。

二. 個別要望事項

(網掛け:重点要望 ◎:令和6年度末期限到来 ★:新規要望項目)

1. 中小企業の設備投資等の挑戦を支援する税制

(1) ◎中小企業経営強化税制の延長・拡充

令和6年度末に適用期限を迎える中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づく設備投資について、即時償却または税額控除のいずれかの適用を認める措置である。

しかしながら、制度が複雑でわかりづらい、申請手続きが煩雑等の意見が多く寄せられおり、幅広い企業に利用されるよう、手続きの簡便化や要件の緩和など制度改善を図り、延長すべきである。

(2) ◎中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、活用の際の手続きが簡素であり、中小企業にとって使い勝手が良く多くの企業に活用されている。令和6年度末に適用期限を迎えるが、規模を問わず多くの中小企業に設備投資を促す基盤とも言える不可欠な税制であり、前向きな投資に取り組む中小企業を支援するためにも、延長すべきである。

(3) 償却資産に係る固定資産税の廃止・◎償却資産に係る固定資産税の軽減措置の延長

赤字企業にも課税される償却資産に係る固定資産税は、物価上昇など厳しい状況下においても持続的な成長を目指し、前向きな設備投資を継続する事業者の投資意欲を削ぐものである。また、国際的にも稀な税制であることから廃止すべきである。

なお、償却資産に係る固定資産税の軽減措置が、本年度末に期限切れを迎える。赤字企業を含めた中小企業の賃上げや前向きな投資を後押しするため、赤字黒字を問わず、一定の要件を満たした設備投資を対象に固定資産税の負担を軽減する特例措置が講じられているが、償却資産の固定資産税の廃止が実現するまでの間は延長されるべきである。

(4) 建物等の償却資産における減価償却方法の見直し

建物や建物附属設備等の減価償却資産は、償却方法が定率法から定額法へ変更される等、設備投資直後の償却限度額を縮小する方向で改正が行われてきた。しかしながら、償却限度額の縮小は、手元キャッシュの減少による資金繰りの悪化や設備投資の抑制にもつながりかねず、定率法を適用可能にする等の見直しが必要である。

また、建物の耐用年数は、企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く聞かれ、償却方法の見直しとともに法定耐用年数についても見直し措置を講じるべきである。

2. 円滑な事業承継に資する税制

(1) 特例事業承継税制の活用に向けた改善措置

価値ある事業を次世代に引き継ぐため、平成 30 年度税制改正で抜本的に拡充された特例事業承継税制は、利用した中小企業の円滑な事業承継に大きく影響し高い評価を得ている。

しかしながら一方で、具体的な活用の検討を進める中で「細かい適用要件がある」や「手続きが煩雑で大きな負担である」「納税猶予の取消事由に抵触し、その時点で一括納税となるリスクが不安で利用を躊躇している」など、中小企業や税理士等の専門家からも多く声が寄せられている。

また、相続税の課税件数割合や総税収に占める相続税・贈与税収の割合は、いずれも米英と比較すると高水準であり、円滑な事業承継を阻害する一因となっている。

中小企業の事業承継がより円滑にすすむよう、制度の改善と恒久化等、以下について検討すべきである。

①★役員就任要件の緩和・廃止

令和 6 年度税制改正では、コロナの影響が長期化したことを踏まえて、事業承継税制特例措置の特例承認計画の提出期限が 2 年間延長された。コロナなど急激な経営環境の変化で、事業承継の具体的な検討が遅れている中小企業にとっては望ましい延長であった。

しかしながら、事業承継税制には後継者の役員就任要件があり、特例措置を使って事業承継を行うには、少なくとも令和 6 年 12 月末までに後継者を役員に就任させなければならない。これから事業承継の検討を本格化させる企業にとって、本年 12 月までに後継者を役員に就任させることは困難であり、事業承継税制を最大限活用する観点から、役員就任要件は緩和もしくは廃止すべきである。

②特例事業承継税制の恒久化

相続や事業承継に終わりはなく、親世代から子世代への承継に加え、子世代から孫世代への承継にも配慮した、長期に亘る制度設計が必要である。承継に係る経営リスクを軽減するためにも、特例制度の恒久化（一般措置と特例措置の統合等を含む）を検討すべきである。

③利用促進に向けた事務手続きの改善について

a. 提出書類に係る宥恕（ゆうじょ）規定の明確化

提出期限の不備等により、猶予制度が利用できないことのないよう、提出書類についての宥恕規定（特例要件に必要な書類に不備があっても、やむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定）の運用を明確化すべきである。

b. 書類提出期限の事前通知

納税猶予の継続届出書の提出期限の到来を、事前に知らせる文書を発出すべきである。

c. 年次報告書と継続届出書の提出先の一本化

納税猶予期間の最初の 5 年間においては、都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書をそれぞれ作成・提出しなければならない、利用者にとって事務負担が大きいだけでなく、提出忘れによる猶予取り消し等といったリスクがあり、利用する際の不安要素となっている。このため、提出書類や提出先の一本化を行い、利用者の利便性向上を図るべきである。

④M&Aを利用した事業承継を促進する税制の充実

少子化や厳しい経営環境などを背景に、M&Aによる事業承継は、企業が存続することによる地域経済、地域雇用への影響の面でもメリットが大きく、さらなる措置の拡充を図られたい。

⑤円滑な経営権集約のための税制措置

特例事業承継税制を利用した後継者への経営権集約が円滑にすすむよう、税制を整備すべきである。非上場株式の発行会社が自己株式の取得により株式を集約する場合の、みなし配当課税について、納税猶予適用会社に限り、相続前であっても譲渡所得課税とすべきである。また、みなし譲渡・みなし贈与課税については、適用停止等の措置を図るべきである。

⑥納税猶予開始後5年経過時点での納税免除

後継者死亡等の時点まで納税が免除されないことについて、納税猶予開始後5年経過時点で納付を免除することとすべきである。

⑦信託を活用した株式、外国子会社株式の納税猶予制度の適用

高齢社会白書（内閣府）によると、認知症の人は増加傾向にあり、令和7年に約5人に1人が認知症になると示されている。こうした状況を踏まえ、事業者が意思判断能力のある間に対応ができるように、株式等の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。また中小企業の海外進出を妨げることがないように、外国子会社株式についても適用を認めるべきである。

(2) 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し

相続税納税猶予制度を活用しない事業承継については、依然として相続税の負担が大きい。取引相場のない株式は換金性に乏しく、現行の評価方法では、事業を継続し企業価値を高めるほど、自社の株式評価は上昇するため、高い株価に課せられる相続税負担が過大となり、中小企業の円滑な事業承継を妨げる要因となっている。

時価純資産価額方式においては、会社の清算を前提とした評価方法ではなく、ゴーイングコンサーン（事業継続）を前提とした評価への見直しが必要である。

3. イノベーションやDX・GX、人材の確保に向けた支援

(1) ★イノベーションボックス税制の拡充

令和6年度税制改正では、わが国のイノベーション拠点の立地競争力を強化する観点から、国内で自ら研究開発した知的財産から生じる所得に対する減税措置が創設された。

対象となる知的財産は特許及びA I 関連のソフトウェアのみ、所得は知財のライセンス所得と知財の譲渡所得のみとなっており、知財活用による企業の収益力強化に向けて、対象となる知的財産や所得の範囲を拡充すべきである。

(2) ◎DX投資促進税制の延長・拡充

部門・拠点ごとではない全社的レベルのDXに向けたデジタル関連投資に対して、税額控除または特別償却を認めるDX投資促進税制が、今年度末に適用期限を迎える。

デジタル技術を活用した企業変革（デジタルトランスフォーメーション）を実現するためには、経営戦略・デジタル戦略の全社レベルでの一体的な投資が不可欠であり、本措置は延長すべきである。

また、DX投資の推進に併せて、これに対応する人材の育成も重要である。デジタル技術やデータ活用に精通しつつ、DXの取り組みをリード、実行を担っていく人材を育成・確保することが必要であり、これらの費用に対する優遇措置も講じるべきである。

(3) ★中小企業のデジタル化推進に資する措置

中小企業・小規模事業者の生産性向上は、わが国が抱える大きな課題の一つである。バックオフィス業務のデジタル化は、経理事務の軽減による生産性向上や資金繰りの把握が容易になるなど経営面からのメリットも期待でき、デジタル化投資を促す下記の措置を講じるべきである。

- ・青色申告の個人事業主に対する純損失の繰越期間（3年間）の延長
- ・青色申告特別控除における電子化インセンティブの拡充（電子帳簿保存と電子申告とでそれぞれ控除措置を設ける）
- ・中小企業が行うデジタル化投資の全額損金算入に加え、支出額の一定割合を税額控除する措置の創設
- ・キャッシュレス納付を行う中小企業・小規模事業者へのインセンティブ措置の創設

(4) 人材育成促進税制の創設

労働力人口の減少という構造的課題に直面する中、持続的成長を実現するためには、「人への投資」を通じて労働生産性を引き上げることが不可欠である。また経営環境が急激に変化する中、中小企業にとってはビジネス変革やデジタル対応等によって、収益力の拡大や生産性向上を図ることが極めて重要であり、こうしたスキルを有する人材を育てる意義がますます高まっている。

中小企業が自社の役員・従業員に対して行う収益力の拡大や生産性向上等に資する教育研修費に対して一定割合を税額控除するなど、税制上のインセンティブ措置を創設するべきである。

また、高度外国人材や留学生等の採用促進の観点から、採用活動費や語学研修をはじめとする教育訓練費等に関しても、同様に税制措置を講じるべきである。

(5) リスキリングやリカレント教育を後押しする税制措置の創設

企業が従業員に対し、新しいスキルを身につけてもらう「リスキリング」や、仕事で求められる能力・資質の向上のみならず、従業員が自身のキャリア教育に資するスキルを身につける「リカレント教育」が注目されている。

これらは産業界の人材育成や、個人各々のスキルアップを通じた成長分野等への労働移動、地域間・業種間の雇用流動性を高めるものであり、中小企業が直面する人手不足の解消に資することから、税制上の措置を講じるべきである。

(6) 少子化・子育てに対する企業の支援を促進する税制措置の創設

仕事と子育ての両立支援や女性の活躍促進に取り組む企業に対し、育児休暇（休業）や短時間勤務者の代替要員を確保した場合の人件費、育児支援サービスの提供に要する経費などに対する税額控除制度を創設すべきである。

4. 創業、ベンチャー支援に関する税制措置の拡充

(1) ベンチャー企業への投資促進のための税制措置の拡充

① エンジェル税制の拡充・適用要件緩和・手続き簡素化

地方における開業率の向上や、スタートアップの発展による地域の雇用拡大を図るためには、地域課題の解決に資する事業を行う企業や、地方での成長志向を持つ企業に対するリスクマネー供給の促進が不可欠である。個人投資家によるリスクマネーの供給を促すため、エンジェル税制が措置されているが、株式譲渡益を元手とする再投資期間の延長や手続きの簡素化を行い、更なる利用促進を講じるべきである。

② ベンチャー企業への出資に伴うキャピタルゲイン税の軽減措置

わが国企業がビジネス変革に取り組み、競争力を強化していくためには、新たな付加価値を創出するベンチャー企業に対する支援が不可欠であるが、わが国の取り組みは欧米諸国に比べて遅れている。個人投資家や事業会社からのリスクマネーの供給を促すようなキャピタルゲイン税率の軽減などの措置を行うべきである。

(2) 創業に関する税制措置の拡充

中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、下記の措置を検討すべきである。

- ・創業後5年間の法人税免税措置
- ・創業後5年間に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化
- ・会社設立に係る登録免許税の廃止
- ・創業者親族等から贈与された創業資金に係る贈与税非課税（1,000万円）の創設
- ・創出された雇用に応じた税額控除制度の創設

5. 海外展開支援税制

(1) 海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

海外展開による利益の国内への還流を促進するために、平成 21 年度税制改正において導入された受取配当金益金不算入制度について、中小企業の海外展開を一層促進すべく、海外子会社からの受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

(2) 海外展開支援税制の拡充

少子高齢化に伴う国内市場の縮小、経済のグローバル化の進展に対応するため、海外展開に積極的な中小企業を後押しする税制措置（投資リスクの軽減を含む）が必要である。

- ・海外展開への取り組みに係る費用（海外コンサル費用等）の税額控除の創設
- ・海外事業の撤退に際し損失が発生した場合、撤退費用の一定割合の税額控除や資源開発事業に限られている海外投資等損失準備金制度の一般企業への適用
- ・海外子会社の経営基盤の早期安定化のために、少なくとも設立後 3 年間は親会社による人件費負担を海外寄付金対象から除外
- ・外国税額控除の繰越控除限度額及び繰越控除対象外国法人税額の繰越期間（現行 3 年）を 10 年へ延長

(3) 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）、移転価格税制の見直し

外国子会社合算税制や移転価格税制等の申告において、申告作業負担がかからないような制度設計を講じるとともに、人的資源が限られている中小企業に関しては、事務負担が軽減されるような特例を講ずるべきである。

6. 地域の機能を高め、活性化を図る税制

(1) ◎地域未来投資促進税制の延長・拡充

令和 6 年度税制改正において、賃金・技術蓄積等の面で地域に大きな波及効果をもたらす成長志向の中堅企業のさらなる規模拡大に向けた大規模国内投資を後押しする為、地域未来投資促進税制に中堅企業枠が創設された。

地域未来投資促進税制は今年度末で適用期限を迎えるが、地方都市における物流拠点集約のための大型倉庫やサプライチェーン強靱化に資する工場の建設等、地域経済を牽引する中小・中堅企業の前向きな設備投資を後押しする重要な役割を果たしており、手続きの利便性・簡便性の向上などの制度改善を図りつつ、延長すべきである。

(2) ◎中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充

地震・豪雨・津波・火山噴火等、自然災害が激甚化・頻発化する中、企業において BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備えることが不可欠である。今年度末に適用期限を迎える中小企業防災・減災投資促進税制は、利用促進を図るためにも特別償却だけでなく、他の設備投資減税と同様、税額控除も選択できるように拡充し、延長すべきである。

また、令和 3 年度税制改正では、感染症対策のためのサーモグラフィや無停電電源装置等、令

和5年度税制改正では、耐震ラック、耐震フレーム、耐震フロア等が対象設備に追加されたが、停電時にも電力を確保し、事業を継続する観点から交流電源（AC電源）による電力供給機能がある蓄電池等を対象設備に追加すべきである。また中堅企業も対象に追加すべきである。

7. わが国のビジネス環境整備に資する税制

(1) ◎中小企業等々の法人税率の軽減措置の恒久化・拡充

円安による原材料、部品等の仕入価格の上昇に伴う負担増や人手不足による防衛的な賃上げなど、中小企業等を取り巻く経済情勢は極めて厳しい。この中でも経営努力を重ねている中小企業の事業継続を支援するため、年間800万円以下の所得金額に対する税率を19%から15%に軽減する措置については恒久化すべきである。また、地域経済の原動力である中小企業の活性化のために、さらなる税率の引き下げなどの拡充を検討すべきである。

(2) 欠損金の繰越期間（10年間）の無期限化

欠損金の繰越控除制度は、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。欠損金の繰越期間は10年間とされているが、中小企業は損益分岐点比率が8割にのぼり、景気変動や売上の増減の影響が収支に直結する特性がある。また、コロナ禍で大きな減収、減益を負った中小企業が平時の経営状態に戻るには、10年間では不十分との声がある。

国際的に見ても多くの国では、中小企業の欠損金繰越控除は制限していない。中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の繰越期間を無期限とすべきである。また中堅企業においても、繰越控除限度額を所得の全額とすべきである。

(3) 欠損金の繰戻還付制度の適用対象拡大と拡充

欠損金繰戻還付制度は本来、事業年度課税の欠陥を補うものとして、法人税法に規定されているものである。地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業の財務基盤強化の観点から、中堅企業まで対象を拡大すべきである。

また、事業継続のための借入金等に係る返済をはじめ、資金繰りに苦しむ中小企業は多い。中小企業に対する抜本的な資金繰り支援として、青色欠損金の繰戻し還付の対象期間を複数年度に拡充すべきである。

(4) パートナーシップ構築宣言企業へのインセンティブ付与

名古屋商工会議所の定期景況調査では、コスト上昇分の価格転嫁率が50%未満と回答した企業は約7割にのぼった。円安による物価上昇や人手不足に伴う人件費の増大等に直面する中小企業が、ビジネス変革を進めていくためには、サプライチェーン全体で適正なコスト負担をするとともに、生産性向上や付加価値創出に向けた新たな連携を推進することが不可欠である。

令和2年6月に創設された「パートナーシップ構築宣言」が一層普及し、実効性を確保していく意義は極めて大きい。政府が講じた補助事業の一部においては、審査・評価項目として、同宣言を策定・登録した企業に対する政策加点措置が講じられる等の措置が付与されているが、さらなる普及・啓発を図るため、同宣言に登録した企業に対し、同宣言の趣旨の徹底や実効性を高めるこ

ことを条件に、特別償却や税額控除等の税制上のインセンティブを付与すべきである。

(5) 消費税インボイス制度

名古屋商工会議所が令和6年6月に実施した税制改正アンケートによれば、令和5年10月から導入されたインボイス制度において、大きな混乱もしくは多少の混乱があったと回答した企業が数多くあった。

政府においては、制度導入後の状況を注視し、必要となる追加支援策や柔軟な制度改正を速やかに検討し、丁寧に実行すべきである。

(6) 電子帳簿保存法

令和6年1月から実施された電子帳簿保存法は、令和5年度税制改正にてシステム対応が間に合わなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置や検索機能の確保要件の緩和措置が講じられたものの、納税者の負担は極めて重く、かつ極めてわかりづらい制度である。

政府が責任を持って事業者への周知を行うとともに、中小企業のバックオフィス業務のデジタル化に向けた支援を行うべきである。また、取引金額での検索要件の撤廃や違反への罰則について当面の猶予などの制度改善を講じるべきである。

(7) 中小企業の成長を阻害する税制への反対

中小企業は赤字法人であっても、雇用を通じて国や地方の財政に大きく貢献している。中小企業が抱える雇用は、国内全体の7割を支え、社会保険料の事業主負担は民間事業主拠出分の約4割を負担している。こうした役割や存在意義を理解した上で、中小企業への課税強化については、その特性を考慮して、制度の公平性・簡素化といった様々な観点から検討すべきである。

単なる財源確保といった安易な課税強化には強く反対する。また、時代に即していない税制や公平感を欠く税制は、中小企業の成長を阻害し、本来望まれる中小企業の成長を後押しし、経済発展によって財源を確保する好循環にそぐわないことから、速やかに廃止もしくは見直しすべきである。

①印紙税の廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しいなど事務負担は重く、一取引について何重にも課税される等の制度上の問題点も多いことから、印紙税は速やかに廃止すべきである。

②事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積（資産割）」及び「従業員給与（従業者割）」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税である。資産割部分は「固定資産税」、従業者割は「外形標準化された法人事業税」との二重課税となっている。

また、都市計画税が徴収される中であって、既にその目的を達成しており、さらには企業及び人口

の集積する都市のみへの課税として都市間の公平性を欠いている。新規開業や立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害することから、事業所税は廃止すべきである。

③石油に課せられる税の廃止

国内産業の発展のためには、国際的なイコールフットィングと国際競争力の維持が必要である。現在、明らかに消費税との二重課税になっている石油諸税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）は廃止すべきである。

④その他消費税との二重課税の廃止

以下に掲げる税は、消費税との二重課税となっており、廃止すべきである。

- ・嗜好品に課せられる税（酒税、たばこ税、たばこ特別税）
- ・ゴルフ場利用税
- ・建物に係る不動産取得税
- ・入湯税

（8）軽減税率制度の見直し

令和元年 10 月に導入された消費税の軽減税率制度については、複数税率により会計処理が複雑になっており、事業者は過度な事務負担を強いられている。税率を統一し、事業者の負担軽減を図るべきである。

（9）自動車税（環境性能割）の引き下げ及び自動車重量税の廃止

自動車産業は、様々な産業との関りが深く、日本経済を支える重要な基幹産業である。現在、CASE に代表されるように 100 年に一度の大変革に直面しており、カーボンニュートラルや自動運転技術など、日本が競争力を高め、世界のイノベーションをリードできるか重要な局面を迎えている。

日本の車体課税は自動車保有負担において、国際的にも主要国の中で、最も高い水準にある。国内自動車市場の安定・拡大を通じ、日本の産業全体の成長や経済の活性化を図るためには、自動車諸税の更なる税率の引き下げ等の負担軽減や複雑な税制の簡素化を図るべきである。

併せて自動車重量税は、道路特定財源の一般財源化により課税根拠を喪失しているだけでなく、自動車税（または軽自動車税）との二重課税となっており、廃止すべきである。

（10）効率的で簡素な納税事務の実現

国税の電子申告・納税システム（e-Tax）と地方税（eLTAX）を統合し、これに関わるすべての書類・手続きを電子化する等、税務行政の効率化と納税者の負担軽減を図るべきである。

また本社や本店所在地の自治体における一括納付手続きの実現や、地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等の統一、法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算の簡素化等により、企業の税務事務負担の軽減を図るべきである。

以上